

地域包括支援センター業務委託仕様書 新旧対照表

(新) 令和8年度	(旧) 令和7年度
<p style="text-align: center;">○○地域包括支援センター業務委託仕様書 <u>(案)</u></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 業務内容 センターの業務は、次に掲げるものとする。 なお、業務の実施に当たっては、令和8年度柏市地域包括支援センター運営方針のほか、「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日付け老発第0609001号)、「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日付け老計発第1018001号)、「地域包括支援センター運営マニュアル4訂」(令和7年10月一般財団法人長寿社会開発センター発行)及び市が作成する各事業マニュアルの関係事項を踏まえ、適切な方法により行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一般介護予防事業(法第115条の45第1項第2号) ア～イ (略) ウ 地域介護予防活動支援事業 フレイル予防に資する多様な地域活動組織に対して、住民主体の取組みが継続できるよう、活動現場への巡回訪問等を通じ効果的かつ効率的に育成及び支援する。また住民の状況に応じた予防活動に向け、<u>前項ア・イとも連動させ</u>活動参加者の状態把握を行うとともに、<u>内容の充実や</u>継続的な活動への参加を支援する。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 権利擁護業務(法第115条の45第2項第2号)</p>	<p style="text-align: center;">○○地域包括支援センター業務委託仕様書</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 業務内容 センターの業務は、次に掲げるものとする。 なお、業務の実施に当たっては、令和7年度柏市地域包括支援センター運営方針のほか、「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日付け老発第0609001号)、「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日付け老計発第1018001号)、「地域包括支援センター運営マニュアル3訂」(令和4年4月一般財団法人長寿社会開発センター発行)及び市が作成する各事業マニュアルの関係事項を踏まえ、適切な方法により行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一般介護予防事業(法第115条の45第1項第2号) ア～イ (略) ウ 地域介護予防活動支援事業 フレイル予防に資する多様な地域活動組織に対して、住民主体の取組みが継続できるよう、活動現場への巡回訪問等を通じ効果的かつ効率的に育成及び支援する。また住民の状況に応じた予防活動に向け、活動参加者の状態把握を行うとともに、<u>継続的な活動への参加を支援する。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 権利擁護業務(法第115条の45第2項第2号)</p>

地域包括支援センター業務委託仕様書 新旧対照表

(新) 令和8年度	(旧) 令和7年度
<p>ア 権利擁護の普及啓発 成年後見制度、<u>終活</u>、消費者被害及び高齢者虐待等の防止について、中核機関や消費生活センター等の関係機関と連携を図り、普及啓発を進める。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 老人福祉施設等への措置の支援 虐待等により高齢者を老人福祉施設等に措置入所させることが必要と判断した場合は、市に報告し措置入所の実施を求める<u>ほか、家族や関係機関との調整等必要な支援を行う。</u></p> <p>オ～カ (略)</p> <p><u>キ 終活の普及啓発</u> <u>高齢者がいつまでもその人らしく暮らすため、終活関連講座を年1回以上開催し、広く普及啓発を行う。</u></p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) 生活支援体制整備事業(法第115条の45第2項第5号) 生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、定期的な情報の共有及び連携強化の場として設置された協議体と連携する。また、<u>生活支援コーディネーター</u>との連携により、たすけあいサービス等の住民主体によるサービスの利用促進や社会資源の開発に向けた提案や民間事業者と連携した地域の実情に応じた生活支援体制の構築に努める。</p> <p>(8) 認知症総合支援事業(法第115条の45第2項第6号)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 認知症地域支援・ケア向上事業</p> <p>(7) 認知症地域連携の推進 認知症の人やその家族が、状態に応じて<u>地域社会での生活の維持や選択ができるよう、適切な支援やサービス提供を含め</u>、医療・介護の関係機関や認知症サポーター等、認知症の人を支援する関係者の連携体制を構築する。</p> <p>(4)～(9) (略)</p>	<p>ア 権利擁護の普及啓発 成年後見制度、消費者被害及び高齢者虐待等の防止について、中核機関や消費生活センター等の関係機関と連携を図り、普及啓発を進める。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 老人福祉施設等への措置の支援 虐待等により高齢者を老人福祉施設等に措置入所させることが必要と判断した場合は、市に報告し措置入所の実施を求める。</p> <p>オ～カ (略)</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) 生活支援体制整備事業(法第115条の45第2項第5号) 生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、定期的な情報の共有及び連携強化の場として設置された協議体と連携する。また、地域支えあい推進員との連携により、たすけあいサービス等の住民主体によるサービスの利用促進や社会資源の開発に向けた提案や民間事業者と連携した地域の実情に応じた生活支援体制の構築に努める。</p> <p>(8) 認知症総合支援事業(法第115条の45第2項第6号)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 認知症地域支援・ケア向上事業</p> <p>(7) 認知症地域連携の推進 認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療・介護の関係機関や認知症サポーター等、認知症の人を支援する関係者の連携体制を構築する。</p> <p>(4)～(9) (略)</p>

(新) 令和8年度	(旧) 令和7年度
<p>(9)～(10) (略)</p> <p>(11) 認知症サポーター等養成事業（法第115条の4第3項第3号）</p> <p style="color: red;">新しい認知症観に立ち、認知症について正しく理解し、地域で認知症の人や家族をゆるやかに見守る認知症サポーターを養成するとともに、かしわオレンジフレنزと連携して各種の普及啓発を進める。</p> <p>7～8 (略)</p> <p>9 委託業務実施上の留意事項</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 危機管理及び非常災害対策 ア 災害等の非常事態の発生に備え、業務継続計画を策定し定期的に見直すとともに、安否確認対象者を把握し非常時の確認可能情報として整理すること。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>10～13 (略)</p> <p>(全削除)</p>	<p>(9)～(10) (略)</p> <p>(11) 認知症サポーター等養成事業（法第115条の4第3項第3号）</p> <p>認知症への正しい知識を持ち、地域で認知症の人や家族をゆるやかに見守る認知症サポーターを養成するとともに、かしわオレンジフレنزと連携して各種の普及啓発を進める。</p> <p>7～8 (略)</p> <p>9 委託業務実施上の留意事項</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 危機管理及び非常災害対策 ア 災害等の非常事態の発生に備え、業務継続計画を策定し定期的に見直すとともに、安否確認対象者を把握すること。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>10～13 (略)</p> <p>14 センター職員の処遇改善に係る留意点 委託期間中に市が実施するセンター職員の処遇改善に該当する場合は、次の項目に留意すること。</p> <p>(1) 提出書類 平成31年4月1日制定「柏市地域包括支援センター職員処遇改善事務取扱要領（以下「要領」という。）」に規定する申請書類及び精算に係る書類等を市が定める期日までに提出すること。</p> <p>(2) 支給額の使途 市が決定した支給額は、給料または職員手当として対象職員に支給すること。</p> <p>(3) 事務の取扱い 処遇改善に関する事務は、要領によるものとする。</p> <p>(4) 処遇改善費の返還 処遇改善に関する事務が適切に履行されていないと市が判断する場合、支給した処遇改善費の返還を求める場合がある。</p>

(新) 令和8年度	(旧) 令和7年度
<p>1.4 本案件は、新年度予算の議会の可決を得たとき効力を生じるものとする。ただし、議会の可決を得られないときは、この契約は無効となり、市は損害賠償の責めを負わない。</p> <p>1.5 本仕様書に定めのない事項を含む疑義については、市と協議の上、決定する。</p> <p>1.6 担当 住所：柏市柏5丁目8-12 教育福祉会館内 電話：04-7167-2318 FAX：04-7167-8381 柏市健康医療部地域包括支援課</p>	<p>1.5 本案件は、新年度予算の議会の可決を得たとき効力を生じるものとする。ただし、議会の可決を得られないときは、この契約は無効となり、市は損害賠償の責めを負わない。</p> <p>1.6 本仕様書に定めのない事項を含む疑義については、市と協議の上、決定する。</p> <p>1.7 担当 住所：柏市柏5丁目8-12 教育福祉会館内 電話：04-7167-2318 FAX：04-7167-8381 柏市健康医療部地域包括支援課</p>